

## 平成24年定例第3回市議会会議録(第4日)

平成24年9月21日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	牛嶋	利三
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	壇	康夫
10番	中尾	眞智子			

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋	修一	議会事務局係長	甲斐	佳代子
次長	梶嶋	久男	書記	柿野	孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原	親	企画財政課長	松藤	泰大
副市長	高野	道生	企画財政課長補佐 兼財政係長	坂田	良二
教育長	藤原	喜雄	契約検査課長	石橋	慎二
監査委員	平井	常雄	介護健康課長	更原	幸秀
総務部長	吉開	忠文	福祉事務所長	梅津	俊朗
市民生活部長	坂口	祐二	農林水産課長	大津	光若
環境経済部長 兼環境衛生課長 兼企業誘致推進室長	坂本	学	商工観光課長	古賀	義教
建設都市部長	横尾	健一	上下水道課長	坂梨	一広
教育部長 兼教育総務課長	江崎	昌昭	学校教育課長 兼学校再編推進室長	大津	一義
消防長	塚本	哲嘉	教育部指導室長	藤木	文博
総務課長	馬場	洋輝			

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 認定第1号 平成23年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 認定第2号 平成23年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 認定第3号 平成23年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 認定第4号 平成23年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 認定第5号 平成23年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- (6) 認定第 6 号 平成23年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (7) 認定第 7 号 平成23年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (8) 認定第 8 号 平成23年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について
- (9) 認定第 9 号 平成23年度みやま市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- (10) 議案第42号 みやま市高田支所庁舎の移転に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (11) 議案第43号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第44号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第46号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第 4 号）
- (14) 議案第47号 平成24年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- (15) 閉会中の継続調査の申出について

---

**午前 9 時31分 開議**

**○議長（壇 康夫君）**

これより直ちに本日の会議を開きます。

ここで、教育長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。藤原教育長。

**○教育長（藤原喜雄君）**

議長より許可をいただきましたので、9月6日の田中議員の一般質問に関連しまして、追加の御説明をさせていただきます。

まず、山川市民センターとまいピア高田のピアノを入れかえた件でございます。本件につきましては、事前通告があったものではございませんが、質問の中で田中議員からの発言がありましたので御説明させていただきます。

本件は、まいピア高田を利用されている方から、ホールの大きさに対しグラウンドピアノが小さいため、客席に音が十分届かないとの苦情が出てきており、一方、山川市民センターのピアノにつきましては、ホールの大きさに比べてピアノが大きいため使いづらいといった

声も聞こえてきておりました。

そこで、3年間をめどに、ピアノの入れかえを行い、実際に利用される方々の御意見を伺った上で、最終的な配置を決めることとしたものでございます。2台のピアノは、いずれも同じメーカーの物でございますが、メーカーによりますと、現在、まいピア高田に配置したピアノが若干大きく、また、グレード的には山川市民センター配置のピアノが上でございます。しかし、楽器にはどうしても個体差がありますので、カタログのスペックのみでは比較は難しく、また、ホールとの相性もあると思われまますので、3年間、実際に入れかえてみて判断させていただきたいということでございます。これまで山川市民センターで利用されておりました皆様への説明に不足していた点が多少あったかと思いますが、まだ最終的な決定ではございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

また、費用に関しましてですが、昨年の文化祭での使用を機に入れかえを行いましたので、移動に要した経費は文化祭実行委員会より支出しております。一般会計予算を流用したものではありませんので、誤解のないようにお願いいたします。

次に、学校教育課長が、私の許可なく、了解なく、自分勝手に発言しているといった趣旨の発言がございました。これは、統合小学校の建設にかかわる住民説明会でのやりとりを指しておっしゃったものと思います。

当然のことですが、説明会を開催する前には、説明する内容や想定される質問への対応などを、綿密に打ち合わせをしております。もし、事務局の中で考え方の相違があれば、このときにきちんとすり合わせをした上で説明会に臨んでおります。ですから、学校教育課長が自分勝手に適当なことを発言しているということは全くございません。上司の許可なく、自分勝手に適当なことを発言していると言われるのは、私としても心外でございます。私が同席している説明会で仮に誤った説明を行った場合は、当然私がある場で訂正いたします。

教育委員会といたしましては、3月議会の平成24年度一般会計予算の審議過程において、統合小学校の建設場所は、地域住民に十分説明し、理解を得た上で計画を進めることとされた附帯決議を重く受けとめ、私自身も、統合は再編計画に沿った内容で決めることが道理であると考えており、これは、議会からも求められていたことと理解しているところでございます。

以上、田中議員の御質問につきまして、追加して説明をさせていただきました。貴重な時間をいただきましてありがとうございました。

## 日程第1～第9 認定第1号～認定第9号

### ○議長（壇 康夫君）

続けて、日程第1．認定第1号 平成23年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9．認定第9号 平成23年度みやま市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9件を一括議題とします。

本9件については、決算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。河野決算審査特別委員会委員長、お願いします。

### ○決算審査特別委員会委員長（河野一昭君）（登壇）

決算審査特別委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

本決算審査特別委員会に付託されました案件は、認定第1号 平成23年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号 平成23年度みやま市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9件であります。

審査の方法については、17名で構成する全体の委員会と各常任委員会で構成する分科会を設置し、予算審査段階で明らかにされたところと実質執行結果はどうであったのか、期待された行政効果が達成されたかなど、当該年度限りではなく将来の展望に立った総合的な審査を心がけ、慎重な審査を行いました。

本特別委員会の開催は、9月4日、10日、18日、20日の4日間、分科会は、9月11日、12日、13日の3日間にわたって開催、分科会では、それぞれの所管に属する歳入歳出決算の審査を行い、全体会議等では、全会計の歳入歳出決算の審査及び意見の取りまとめ等を行いました。

一般会計としては、平成23年度歳入決算額17,931,446,462円、歳出決算額17,154,492,716円で、歳入歳出差引額は776,953,746円、実質収支は509,117,170円の黒字となっております。一般会計と特別会計を合わせた歳入合計額は29,328,561,458円で、歳出合計額は28,350,197,555円、歳入歳出差引額は978,363,903円、実質収支は710,527,327円の黒字となっております。

なお、審査の中で各委員から指摘があったものについて、特に重要であると思われるものについて申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

1. 税の徴収については、徴収率の向上の努力が認められますので、今後も引き続き取り組みを図りたい。

2. 防災行政無線整備事業については、聞き取りにくい地域もあり、屋外拡声子局の設置箇所（従来のサイレン吹鳴の箇所も含め）の見直しが必要である。また、防災ラジオは、もっと安価で聞き取りやすい機材の検討をすべきである。

3. 文書広報費の市勢要覧については、市内外の観光及び企業誘致等に積極的に活用すべきである。

4. 生活交通対策事業費（堀川バス、西鉄バスに対する補助）については、交通弱者や通勤、通学者等の生活に必要なバス路線の維持確保を行うものだが、今後も継続していくために利用客の増加につながるよう取り組みの検討をすべきである。

5. JR南瀬高駅ふれあいステーション事業については、自助、共助の精神を踏まえて、委託事業実施のあり方について検討をすべきである。

6. 基幹系システム構築委託料については、委託の際に地元雇用につながるよう配慮に努められたい。

7. 医療充実のため、病院との連携を密にし、ドクターヘリやドクターカーの有効活用に努められたい。

8. 農業振興を図るためには、国、県の補助事業を大いに活用し、生産意欲の向上に努められたい。

9. みやま市の農産物加工品開発の推進に関しては、ブランド力のある主力商品の開発につながるよう方策を検討されたい。

10. 有害鳥獣駆除については、依然として農作物の被害が深刻な状況であるので、さらなる対策の強化に努められたい。

11. 有明広域産業技術振興会をより活用するようにPRに努め、市内企業の活力の向上に努められたい。

12. 市民生活の安全性と利便性の向上を図るため、生活道路及び水路の早急な整備を図られたい。

13. 消防団等の活動の実態を調査し、その待遇の向上を検討されたい。

14. 消防庁舎建設実施に当たっては、今後を見据えた防災拠点施設となるよう、十分な検討の上進められたい。

15. 学校評議員、学校関係者評価員設置事業については、その成果が具体的にわかるようにまとめるべきである。

16. 教育振興費については、各学校教育の活動実績を積極的にアピールするべきである。  
次に、特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

1. 被保険者の健康保持のため、特定健診の受診率向上にさらなる取り組みを図られたい。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

1. 認知症予防、介護予防事業など、要介護者をつくらないため、事業の充実を図られたい。

次に、生活排水処理事業特別会計について申し上げます。

1. 基金積み立てについては、事業計画を見据えて実施されたい。

次に、水道事業会計について申し上げます。

1. 老朽化した設備の改修に当たっては、計画に沿ったスムーズな進捗を図られたい。

以上、本決算審査特別委員会での審査経過及び一般会計指摘事項16項目、特別会計指摘事項3項目、水道事業会計指摘事項1項目について申し上げましたが、委員会としては、認定第1号 平成23年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号 平成23年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8件は、いずれも認定すべき、また、認定第9号 平成23年度みやま市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

お疲れさまです。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行います。

まず、認定第1号について討論を行います。

認定第1号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。認定第1号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、認定第1号 平成23年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号について討論を行います。

認定第2号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。認定第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、認定第2号 平成23年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について討論を行います。

認定第3号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。認定第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、認定第3号 平成23年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について討論を行います。

認定第4号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。認定第4号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、認定第4号 平成23年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号について討論を行います。

認定第5号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。認定第5号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

異議なしと認めます。よって、認定第5号 平成23年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号について討論を行います。

認定第6号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。認定第6号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

異議なしと認めます。よって、認定第6号 平成23年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号について討論を行います。

認定第7号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号の採決をします。

本件に対する委員長の報告は認定です。認定第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

異議なしと認めます。よって、認定第7号 平成23年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号について討論を行います。

認定第8号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第8号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定です。認定第8号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、認定第8号 平成23年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第9号について討論を行います。

認定第9号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第9号を採決します。

本件に対する委員長報告は原案可決及び認定です。認定第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、認定第9号 平成23年度みやま市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、委員長報告のとおり原案可決及び認定されました。

#### 日程第10 議案第42号

○議長（壇 康夫君）

日程第10. 議案第42号 みやま市高田支所庁舎の移転に伴う関係条例の整理に関する条例

の制定についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾総務文教常任委員会委員長、お願いします。

**○総務文教常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）**

それでは、総務文教常任委員長報告をいたします。

議案第42号 みやま市高田支所庁舎の移転に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月13日、吉開総務部長、馬場総務課長、海谷高田支所長の出席を求め、委員会室において委員会を開催いたしました。

本議案は、平成24年12月にみやま市高田支所庁舎の移転が予定されていることに伴い、高田支所を初め、同支所内に属する機関等の所在地番を変更する必要があることから、関係条例を改正するものでございます。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（壇 康夫君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第42号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第42号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第42号 みやま市高田支所庁舎の移転に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第11 議案第43号

○議長（壇 康夫君）

日程第11. 議案第43号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

産業建設常任委員会より御報告いたします。

議案第43号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月12日、坂本環境経済部長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催しました。

本議案は、現在、無料で処分している粗大ごみについて、受益者負担、不法な持ち込み防止等を考慮し、円滑なごみ処理を図るため、粗大ごみの有料化を実施することに伴い、条例を改正するものであります。

市が収集し処分するものについては、粗大ごみ1個につき400円のシールを1枚課し、処理施設に直接搬入するものについては10キログラムごとに100円を徴収するものであります。

委員会では、慎重審議の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の御報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

ただいま産業建設委員会の委員長の報告の中で賛成多数ということでしたが、その全会一致ではない賛成多数になったその審査の経過、そこのところを聞かせていただきたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

瀬口委員長。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

御質問の件でございますが、全会一致ではなく賛成多数ということで、反対者がおったということでございまして、これは慎重に審査をしながら、執行部のほうに問いただしたところがございまして、その点を少し申し上げさせていただきたいと思えます。

粗大ごみを家庭から排出をしセンターまで持っていくルートについては、幾つか方法がございまして、今、市が推進しておりますステーション方式、地域の一定の場所に一定の定日、指定された日に排出をします。そして、それを市が、業者が回収していくという方法、それと直接搬入をする方法、それと家庭からセンターのほうに電話をして個別収集をお願いする方法、そのほかシルバーさん等へお願いする方法等がございまして。

今回、委員会の中で問題になりましたところは、この個別ですね。家庭からセンターのほうに直接とりに来てくれんかと、家のほうに粗大ごみをとりに来てくださいという方法のところの問題になったわけでございます。

現在、その方法につきましては、1,030円の運搬費用のみで、粗大ごみ1個につき1,030円の運搬費用ですね。これを支払って処分をしていただくということが現状でございまして、それに、今回の条例改正については、処分費用400円を上積みするということがございまして、その中で、当然今までどおりの条例でいけば、粗大ごみ1個につき1,030円プラス400円を支払うということになるわけでございます。そしたら、2個の場合はどうかということ、2個以上のことが問題になりまして、それをどうするかということを質問しましたところ、執行部のほうからは、1,030円も400円も1個につきというような御回答があったわけございまして、詳しく申し上げますと、家庭のほうに粗大ごみ1個をとりに来た場合には、1,030円プラスの400円で処分をお願いできるわけですが、2個の場合は、1,030円プラスの400円掛ける2ということになるわけですね。普通から考えますと、1,030円、これは運搬費用でございまして、1,030円と粗大ごみを2個出せば400円掛ける2と、800円、1,030円プラスの800円で処分ができるということ、通常住民の方は考えられるんじゃないかというようなことで指摘をしたところでございまして。

そういうことで執行部のほうと押し問答をやりましたところ、いや、どうしても1個につきということで、1,030円プラスの400円掛けるの粗大ごみ数ということになるわけですね。ですから、こちらのほうとしましては、反対者の意見としましては、これは住民に当然納得

いかせることができないと。2トントラックでとりに来るということでございますので、2トントラックに積める分は積んでいいんじゃないかと。1回1,030円にしたらどうですかというようなことで押し問答があったわけですが、執行部のほうがこれを譲らないために、反対者がおったということでございます。住民側から考えれば、当然こういうふうな質問が出るんじゃないかなということでございまして、残念ながら全会一致ということではなく、賛成多数ということになったわけでございます。

以上、御報告させていただきます。

**○議長（壇 康夫君）**

10番、よろしいですか。（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

ほか、質疑ございませんか。15番井手敏夫君。

**○15番（井手敏夫君）**

済みません。私のほうからは、先ほど委員長のほうから話がありましたステーション方式についてちょっとお伺いします。

各行政区で定期的に粗大ごみを持っていっているんですけど、その集積場所にシールを張らないまま置かれた粗大ごみがあった場合に、その粗大ごみが、誰が持ち込んだかわからないという特定できない場合はどのような処理をされるのかをちょっと討議されたかどうかをお伺いします。

**○議長（壇 康夫君）**

瀬口委員長。

**○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）**

これは、集積所には区長並びに指導員さん等がいるということで、その時点で持ち込まれた場合については、指導をその場でやると。ただ、これが、見えない時期に、そこに置いていかれた分については、当然これは不法投棄ということになるかと思えます。そういう処分をするということでございます。

以上、ようございますか。

**○議長（壇 康夫君）**

15番井手敏夫君。

**○15番（井手敏夫君）**

済みません。不法投棄というような扱いで、今まで集積場所以外にも不法投棄されている

分あるんですけど、それと同じような処理をされるということで、もうよろしいんですかね。

○議長（壇 康夫君）

瀬口委員長。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

これは、はっきりと執行部のほうから聞いたわけではございませんが、当然そういうことになろうかと思えます。400円のシールを張って出すということが一つのルールでございますので、これ以外につきましては不法投棄ということで処分をします。それで、この不法投棄の処分の方法については、今、環境経済部のほうではどういうふうなルートで処分をしているかというのは、私のほうでは少しちょっとそこら辺はわかりません。

○議長（壇 康夫君）

16番宮本五市君。

○16番（宮本五市君）

今、井手議員の質問に対して、議論をしていなかった分は答えないほうがよくなかろうかと思えますけど。その分は……委員会で議論してないとは、委員長としては発言しなくていいと。

○議長（壇 康夫君）

瀬口委員長。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議論というか、その端々にはそういう不法投棄という言葉も出ておりますので、私が答えただめでございます。方法については、今、言いましたように、そこまでは聞いておりませんということでございます。

○議長（壇 康夫君）

15番、今、協議していませんという委員長からの報告ですけど、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第43号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第43号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第43号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

#### 日程第12 議案第44号

○議長（壇 康夫君）

日程第12. 議案第44号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。坂口厚生常任委員会委員長、お願いします。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員会委員長報告をいたします。

議案第44号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月11日に塚本消防長、富安予防課長、ほかに出席を求め、委員全員出席の中、委員会を開催いたしました。

本議案は、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、条例の改正を行うものですが、これは、近年の電気自動車の普及に伴い、電気自動車用の急速充電設備の設置が進んでおり、これを設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を新たに定めるものとなっています。

委員会では慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第44号の討論については、ただいまのところ通告があっていませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第44号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第44号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

### 日程第13 議案第46号

○議長（壇 康夫君）

日程第13. 議案第46号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

10款の教育費の小学校建設費の問題ですけれども、今回、補正の金額が出ております。今、みやま市で一番関心があるのは学校の統廃合問題がどうなるんだろうかということでありましてけれども、そういうことで、3月議会も6月議会も今議会も、学校の問題について質問が集中したわけでありましてけれども、教育委員会の方針は、A案の修正案でいくという決定を出しておりますが、その中に、土地買収とか、家を買収するという問題があり、なかなか

難しいのではないかという意見があつて、教育長、あるいはまた教育部長に対して質疑が出ました。その中で、教育長も教育部長も粛々とやりますという答弁だったと思います。この粛々とやるというのが、どういう意味なのか、ちょっと再度、御答弁いただきたいと思ひます。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

粛々とやるのは、委員会で決定して、議会でも御承認いただいたということで、A案の修正地と、A案の修正ということでございますけれども、私どもとしては、統合小学校の建設予定地が決定したということで、そこに統合小学校を建てる、そのために、いろんなことがあるでしょうけれども、最終的にはそこに建設するというを粛々とやっていくという形で表現しているわけでございます。

○議長（壇 康夫君）

8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

答弁が弱いんですね。粛々とやると教育長も教育部長も答弁されたにもかかわらず、まだ地元では果たして大丈夫かなという声が随分あるんです。そういうことで、粛々とやるという中身が、もう少ししっかりと答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

市民センター西側の市有地とその近隣地を含めたところに統合小学校を建設するというこゝで、市民説明会、あるいは保護者等への説明会、地元の説明会等を行ってきましたけれども、その中でスケジュールも明らかにしております。そのスケジュールに沿って、統合小学校が平成27年の4月1日に無事に開校できるように進めていく、これが私たちの責任だというふうに考えております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

最後でございますが、そういうに答弁しておりましたけれども、できませんでしたと、責任をとらせていただきますというふうにならないように、しっかり進めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（壇 康夫君）

答弁はよろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

9番梶山忠男君。

○9番（梶山忠男君）

今の近藤議員の質問と同じところですが、きのう、住宅の所有者と話す機会がありまして、お話をお聞きしたところ、2軒とも立ち退きは嫌だと、買収には応じないというふうに言っておられます。また、こういうAの修正案が決まってから、いろんないわきが出て非常に迷惑している、そういうふうにも言っておられました。買収期限は12月いっぱいだと思いますが、そしてまた、教育委員会は、Aの修正案では買収できる範囲で建てますということをおっしゃるんですけど、住民の理解は、1万4,000平米全ての民有地を買収できた上で建設していただくならば了解しますということだと思います。地権者が、こういう買収には応じないと言っておられる。あくまでもできる範囲でということでお考えなんですか。お尋ねします。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

今回の補正予算を御承認いただきましたら、地権者との交渉を本格化させて、スケジュールに沿って用地買収していきたいというふうに考えておりますし、御本人、地権者が、売りにたくないという表明をされておりますけれども、用地買収というのはそこからスタートだというふうに、私、考えます。そこを一つ一つ丁寧に事業への理解を求めて、深めていただいて、そして御協力いただくということが、今後の用地交渉の課題だと思いますし、そこを私ども越えて、地権者と合意を求めていくということが必要だというふうに考えています。

それから、用地の問題だけが集中しておりますけれども、ここは子供たちの安全・安心という課題があったからこそ、今の建設予定地と、それから、中学校施設を共用しないと、共

有しないという前提がございます。まずは、その問題を、前提条件をしっかり踏まえた上で、今の建設地構想を出したわけで、できる限り用地交渉、地権者との合意を私どもは求めてまいりますし、ただ、表明しましたとおり、合意がどうしても期限どおり間に合わないということであれば、その現状の中で校舎の建設計画というのは進めていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

9 番梶山忠男君。

○9 番（梶山忠男君）

これから勝負だというような言い方だと思いますけれども、あくまで買収に応じていただかなければ、できる範囲でという答弁だったと思いますけど、それでは住民は納得しないと思います。できる、買収できた範囲でというその一言を撤回していただくわけにはいかんとですかね。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

地元の皆さん、関係者、特に保護者の説明会を重ねる中で、先ほども言いましたけれども、中学校の施設、プールやグラウンドを共用しないと、共有することが一番児童の、要するに学校での生活が非常に危険だということで、プールも別に確保しましょう、それから、体育館も別に市民センターを転用して小学校の体育館として活用しましょうということと、それから、できる限り周りの、要するに民有地を確保してやりましょうという説明をしてきたものでございます。

私ども、今、その地権者との問題について、相手がだめだからといって白旗を上げる、そういう考えではありません。集中して、その交渉に当たらせていただきます。しかし、結果は、いまだ現段階で確定的なことが言える状況でもありませんので、一生懸命地権者との交渉と合意に向けた努力はさせていただくと、その結果を踏まえて統合小学校の建設、どういう形になるか、今後、またその段階では表明をさせていただくというふうになると思います。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

9 番梶山忠男君。

○9 番（梶山忠男君）

現時点では、住宅の所有者は絶対売らないと、迷惑していると言っておられますので、なかなか難しい交渉になると思います。できる範囲で、もし用地交渉が順調に行かなくて建設するのであれば、建設に際しては、恐らく私も反対しますし、住民も反対が起こってくると思います。一回建設すれば、40年、50年、使う小学校です。中途半端な形でやってもらっては困る。それがみんなの総意だと思います。とにかくできる範囲で小学校を建てようとするれば、統合に参加しないという学校もあらわれてくると思います。そういうことを踏まえてしっかりやっていただきたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

答弁は必要ですか。（「結構です」と呼ぶ者あり）

ほか、ございませんか。1 番は所管の委員ですので、控えてください。（発言する者あり）学校関係でなければオーケーします。（「いや、学校関係くさい」と呼ぶ者あり）じゃあ、許可いたしません。（発言する者あり）総務委員会で協議していただいていると思いますので、ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第46号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第46号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。（「議長、ちょっとよろしいですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ、17番牛嶋利三君。

**○17番（牛嶋利三君）**

ただいま、これは評決終わりましたけれども、採決できました、可決いただいた議案でございますが、これは全体審議の中で、それぞれの分科会、この中で審議されとるわけですね。当然今、1番議員のほうからの学校関係にかかわる質疑というようなことで挙手がございました。挙手されたわけですね。当然のことだと思います。本会議、始まる前に、これは全協の中でも再度確認されとるわけですね。そういった経緯もありますし、本件にかかわる部分は、我々総務文教の中でも慎重審議した経緯があるわけですね。ですから、やはりその中で正副委員長といっても、ただいま中尾委員長、起立されませんでしたけれども、そのことについては十分委員会の中で御議論いただく機会は十分あるわけですから、そうした中で意見のやりとりはされて、本会議のこの採決に挑んでいただくよう、議長からも、これは議会のルールがございますので、そうしたところの教育についてはそのなんですけれども、そういったところの姿勢をしっかりと再度お示しいただくような教育をお願いしておきたいと思えます。

以上です。

**○議長（壇 康夫君）**

今、17番議員のほうから御意見という形で、私、許可いたしました。これについては、ちょっと今、発言と違うのは、分科会という発言が出ましたけど、これは常任委員会の付託事項ではありませんけど、常任委員会で所管は補正予算として議案審議していただいています。これは、議会運営委員会の申し合わせによって、所管の中で、委員会の中でやっていただくということで、今回は発言を許可しなかったわけでございます。そういった意味で、委員会で付託されて採決をとられていれば、委員長はそれに従っていただくなり、その委員会での議決を尊重するという形になると思えますけど、今回の採決は全体で採決ですので立たれなかったということだと私は判断しておりますので、今後、そのような場合は、17番議員が申し上げられたことも含めて、今回、皆さんには、この議会運営の進行に御協力いただくようお願いして、まとめたいと思えます。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

**日程第14 議案第47号**

○議長（壇 康夫君）

次、日程第14. 議案第47号 平成24年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第47号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第47号 平成24年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第15 閉会中の継続調査の申出について

○議長（壇 康夫君）

日程第15. 閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第103条の規定によって、お手元に配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

特別委員会で議会報編集特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきください。

お諮りします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条の規定により議長に委任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第3回みやま市議会定例会を閉会します。

**午前10時28分 閉会**

上記会議の次第は、椛嶋修一の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 壇 康 夫

みやま市議会議員 中 島 一 博

みやま市議会議員 坂 口 孝 文